

くのにの松原クリーン大作戦の中止について

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

毎年10月に実施し多くの方に参加していただいております「くのにの松原クリーン大作戦」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**中止**となりましたので、お知らせいたします。

国民年金に関するお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(126)

■国民年金付加年金制度のお知らせ

国民年金第1号被保険者（任意加入者を含む）が、毎月の保険料とあわせて付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金を受給する際、付加年金を上乗せして受け取ることの出来る制度です。将来の安定した生活のため、少しでも年金額を増やしたい方にお勧めです。

ただし、保険料の免除を受けている方、国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

●付加保険料の額

保険料は1ヶ月400円で、全額が社会保険料控除の対象となります。

●付加年金額

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

例えば、10年間付加保険料（合計48,000円の負担）を納めると、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せされます。

【申請及びお問い合わせ先】 住民環境課年金係 ☎099-476-1111（内線126）

■離婚時の年金分割制度のお知らせ

- ・離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
- ・離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに、お近くの年金事務所までご相談ください。
- ・年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内※であれば手続き可能です。

※調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内

●年金分割の方法（2種類）

①合意分割

- ・お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ・年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

②3号分割

- ・サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ・平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

【申請及びお問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121